

法助動詞単義分析再考 —根源的用法と認識的用法—*

野村 忠 央

1. はじめに

英語の法助動詞研究は英語学・言語学の中心的分野の一つであり続けてきたことは言うを俟たず、その研究は枚挙に暇がない（澤田 (2006)、Nomura (2006)の参考文献などを参照）。その中で、特に1990年代以降、多様な法助動詞の意味や用法を「法助動詞の単義説」の立場から語用論的に説明する研究が多く出てきた。特に注目すべきは、Sperber and Wilson (1986/1995²)などによって提案された関連性理論 (Relevance Theory) に基づく研究であろう。代表例としてはSmith (1989), Klinge (1993), Groefsema (1995), Papafragou (1998, 2000)などを挙げるができる。

これらのアプローチは、とかく複雑で雑多なものになりがちな法助動詞の意味・用法の多義性を、核となる「意味確定度不十分 (semantically undetermined) な」意味から派生したものと捉えようとしている点で、すっきりとした研究だと言えよう。

しかし、この方向は当然のことながら、1960年代後半以降の法助動詞

* 本稿は北海道理論言語学研究会第4回大会（2012年8月8日、於：北海道教育大学旭川校）での発表内容に少なからず加筆・修正を加えたものである。当日、発表の内容に有益な質問、コメントをいただいた三好暢博（旭川医科大学）、Lupsa Cornelia Daniela（岩手県立大学）、菅野悟（北海道教育大学旭川校）、山口和彦（札幌医科大学）、後藤善久（札幌大学短期大学部）、戸澤隆広（北見工業大学）、江本博昭（旭川医科大学）の各氏に記して感謝申し上げる。また、2000年当時、本稿の内容の一部をご議論頂いた澤田治美氏（関西外国語大学）、及び本学会の匿名の査読委員お二人にも謝意を表す。言うを俟たず、残る不備・遺漏は筆者一人に帰せられるべきものである。なお、本研究は平成23年度科学研究費補助金基盤研究（C）「假定法節と不定詞節の比較による定形性の研究」（課題番号 23520574）の助成を受けたものである。

研究の前提となっている「根源的用法 (Root Use) と認識的用法 (Epistemic Use) の二分法」にも疑義を投げかけることになった。この立場は本当に正しいであろうか？

本稿の目的は「法助動詞の意味の多義性が、ある種の核となる意味からの派生として扱えることが可能だとしても、それでもなお、根源的用法と認識的用法の区別は必要である」ということを主張することである。本稿ではこの目的に立ち、根源的用法と認識的用法の区別を示すと考えられる統語的な証拠を、上記の諸研究の中で最も包括的だと思われる Groefsema (1995), Papafragou (1998, 2000) での議論と関連させて、批判的に提示していきたい¹。

2. Groefsema (1995), Papafragou (1998, 2000) の提案と基本例の分析

まず、両者が法助動詞の意味をどのように派生させるかを概観してみよう。以下、おのおのの法助動詞が持っている抽象的な意味内容の定義について、Papafragou の定義を (1) に、Groefsema の定義を (2) にそれぞれ挙げる。

- (1) I propose that the information grammatically assigned to *can*, *may*, *must*, and *should* is the following:

Can: p is compatible with D^{factual}

May: p is compatible with $D^{\text{unspecified}}$

Must: p is entailed by $D^{\text{unspecified}}$

Should: p is entailed by $D^{\text{normative}}$

(p: the embedded proposition; D: set of propositions in a domain)

(Papafragou 2000: 43)

- (2) Groefsema (1995) が示す法助動詞の持つ抽象的な意味内容の定義²

What then are the basic meanings of the modals under discussion? I propose that these meanings can be characterized as follows:

Can: p is compatible with the set of all propositions which have a bearing on p.

May: There is at least some set of propositions such that p is p is

compatible with it.

Must: p is entailed by the set of all propositions which have a bearing on p.

Should: There is at least some set of propositions such that p is entailed by it.

(Groefsema 1995: 62)

ここでは紙幅の関係上、Groefsemaのmayの意味解釈のプロセスのみを、その具体例の説明として見ておこう³。状況としては、入院していて早く帰宅したい患者に、その主治医がベッドにやってきて話している場面である。Groefsemaによれば、(3a)の発話は(2)のmayの定義によって(3b)の論理形式を産み出し、更に(3c)のような発展を経て、当該の意味が得られるとする。

(3) a. You may go home tomorrow.

b. [私(患者)が明日帰宅すること]と両立可能な何らかの集合が少なくとも存在する。

c. ([私(患者)が明日帰宅すること]と両立可能な何らかの集合が少なくとも存在する)と医者が言う。

((ibid.: 67-68) 参照)

重要なのは、mayが持っているのは(2)の抽象的な原義から発展して得られた(3c)のような意味なのであって、初めから「許可」や「推量」のような意味を有しているわけではないということである。つまり、(3c)が状況によって「あなたは明日、帰宅してもいいですよ」(許可)とも解釈されるし、あるいはまた別の状況下では「あなたは明日、帰宅できるかもしれませんね」(推量)とも解釈されるということである。

3. 法助動詞の単義分析の問題点

さて本節では、第2節でごく簡単に概観した単義分析の接近法では少なからず問題が起きてくる場合を、主に統語的な観点から示す。単義分析ア

プローチにおいて、注意すべきは、Papafragouや Groefsemaの説明法は、筆者の理解では以下の(4)を含意することである。

- (4) ある適切な文脈が整いさえすれば、(1)や(2)の定義に照らして、その法助動詞が一般的に有するとされる(伝統的な法助動詞研究が分類するところの)「義務」、「許可」、「可能性」などの意味を、聞き手は必ず解釈することが可能である。

この(4)を念頭に置いた上で、以下の議論を進めていく。本稿の主眼は本節だと理解されたい。

3.1. 意味が類似する法助動詞間の文法性の違い

Papafragouや Groefsemaが今まで統語論で扱われてきた文法性(の少なくとも一部)を視野に入れていることは確かである。以下の例文を見られたい。

- (5) a. You must be back by midnight, ?although it's fine by me if you aren't.
b. You should be back by midnight, (?)although it's fine by me if you aren't.
c. You ought to be back by midnight, although it's fine by me if you aren't. (Papafragou 2000: 63)

これを Papafragou は(1)の定義に照らして、(5a)は「[あなたが真夜中までに戻ってくることが] 指定の全ての命題から論理的に帰結される」ので、その結果、義務の遂行を話者も同意していることを含意するが、それが後半部分と矛盾するので容認不可能だとする。それに対し、(5b)の場合は「[あなたが真夜中までに戻ってくることが] 規範的な全ての命題から論理的に帰結される」、また、(5c)は「[あなたが真夜中までに戻ってくることが] 理想的・義務的な全ての命題から論理的に帰結される」ので、話者がその義務に必ずしも同意していなくともよいことを含意するので、後半部分との整合性が生じ、容認性が上がる、という説明である⁴。

それでは、mustとshouldとの間での文法性・容認性の違いは、上記(5)

の如く、(1) や (2) の定義から全て説明できるであろうか。次の (6) の例を参照されたい。(6) の事実は概ね (7) のように定式化できる。

(6) The plane {*must/should} land in a few minutes. (認識的な読みで)
(Rivière 1981: 181)

(7) 認識的用法の must が表す命題は未来のことであってはならない。

(7) の制約は Rivière (1981) にとどまらず、Coates (1983), Leech (1987²), 澤田 (1990)、Declerck (1991) など、多くの研究者によって指摘されている事実である。本稿との関連で重要なのは、「その飛行機はすぐに緊急着陸しなければならない」という根源的用法の読みの場合には must も should も可能だということである。Papafragou の説明では根源的・認識的の区別なく、両方の読みが (8) の式から派生されることが予測されるであろう。

(8) a. must の場合：[その飛行機が数分で着陸すること] が無指定の全ての命題から論理的に帰結される。

b. should の場合：[その飛行機が数分で着陸すること] が規範的な全ての命題から論理的に帰結される。

(8) から、根源的読みの場合は must と should の両方が可能で、認識的読みの場合には should だけが排されるという帰結は恐らく不可能であろう⁵。

3.2. 認識的法助動詞の疑問文

よく知られているように、一般的に認識的法助動詞は疑問文にならない。次例参照。

(9) *May they be lost? (Leech 1987²: 90)

(10) A: *{May/Must/Can't/Should} John have left?

B: *Yes, they {may/must/can't/should} have.

(A, B とも認識的意味の読みで、澤田 (1993: 199))

このような事実を Coates (1983) は「認識的法性不可侵性の原理 (Principle of Inviolability of Epistemic Modality)」として結論的に提示している。

- (11) Epistemic Modals are not found in the interrogative (apart from WILL, SHALL, and WOULD which may be considered only marginally Epistemic).

(Coates 1983: 244)

しかし、Papafragou (2000) は以下のような例文を挙げて、((9) や (10) のような疑問文形成の事実が)「根源的法助動詞と認識的法助動詞を区別する統語的根拠とはならない」と論じている。なぜなら、以下の (12) に示す状況を設定すれば、(13) や (14) のような文も十分可能だからということである。

- (12) (13) involves deliberative questions, in which the speaker addresses a question to herself in an attempt to evaluate the evidence she has for a certain conclusion. (14) includes cases where the speaker is evaluating publicly available, objective evidence for a conclusion.

(Papafragou (2000: 98)、但し、(13)、(14) は本稿での例文番号)

- (13) a. Must John be a liar?
b. Might John be a liar?
(14) a. Must the patient have cancer?
b. Might the books still be at home? (ibid.)

この問題に関しては、澤田 (1993) のアプローチが参考になる。澤田 (1993) 全体のテーマの一つは「日英語の助動詞には主観的助動詞・客観的助動詞の区分が必要であること、また、その特質を記述すること」であろうと思われるが、上記 (9) ~ (14) の一見矛盾する事実は、以下の (15) で説明されると思われる。(16) にその例文を示す。

- (15) 主観的助動詞に対する制約 C:
主観的な Epistemic M (Epistemic Adv) は疑問化されることはない。

(澤田 1993: 200)

(16) A: {Can/Might/Could} they be lost?

B: Yes, he {might/could} be.

(A, Bとも認識的意味の読みで、(ibid.: 199))

澤田は(16)の場合は純粹に認識的法助動詞の意味そのものが疑問化されたのではなく、疑問の焦点はそれ以外のところにあると言っている。つまり、非文であった(10)の例が話者の主観的な推量・判断を問うという「禁じられた」文であるのに対し、(16)は命題内容の部分について、疑念を交えながらの、一種婉曲的なスタイルの疑問文であるということである。この説明からすれば、Papafragouが示した(13)、(14)の例文を許す状況は、まさに澤田が(16)を説明した状況とほぼ同一である。つまり、(15)の制約はPapafragouの反例をも整合的に説明できるのである。

ここで重要なことは、上記の諸事実が説明可能な澤田の(15)の制約は「認識的法助動詞の存在を前提としている」ということである。すなわち、これまでの議論は、やはり「根源的・認識的法助動詞の区分が必要であること」を示唆している。

しかし、さらに重要かつ深刻なことは、Papafragouが根源的・認識的法助動詞を区別する「見かけ上の」統語的根拠と考えているであろう以下の例が、そもそも彼女の枠組みでは説明できないはずだ、ということである。

(17) May the race start?

a. 'Is there permission for the race to start?'

b. *'Is it possible that the race starts?''⁶

(18) Should John leave?

a. 'Is it required that John leave?'

b. *'Is it predictable that John will leave?'

(共に、Papafragou (2000: 89))

つまり、(2)の定義に照らせば、“He may leave tomorrow.”が「許可」と「推量」の両方の読みを許すのと全く同じ理由で⁷、(17a, b)の両方の読み

が可能にならなければならないはずである。(18a, b) の should も同様である。すなわち、Coates の (11) や澤田の (15) などをも仮定しない Papafragou は、本来これらの説明義務があるはずだが、前節 3.1 節の事例同様、説明は困難であろう。

3.3. 否定の作用域

「否定の作用域」に関しては「may の否定」が明らかに問題になる。なお、これに関しては澤田 (2001) がすでに問題点を的確に指摘している。よって、以下の議論はその要約であり、本節の議論は澤田 (2001) に負っている⁸。

さて、Groefsema (1995) は“may not”の「命題否定」と「法性否定」の論理を以下の (19)・(20) のように表す。

- (19) There is at least some set of propositions such that not-p is compatible with it. (命題否定)
- (20) It is not the case that there is at least some set of propositions that p is compatible with it. (法性否定) (共に、Groefsema (1995: 62))

これを踏まえ、パーティーに招待されたメアリーに母親が以下の (21) のように言ったとする。この (21) は上記 (19)・(20) を用いて論理形式化すると、それぞれ以下の (22)・(23) のようになる。

- (21) You may not go to the party.
- (22) [私がパーティーに出ないこと] と両立可能な何らかの集合が少なくとも存在する。(=命題否定)
- (23) [私がパーティーに出ること] と両立可能な何らかの集合が少なくとも存在するということは真ではない。(=法性否定)

これに基づくと、文脈を設定すれば、根源的用法 (=許可) に2つの読みが出てくることとなるほど整合的に説明できる。なぜなら、根源的用法の may は命題否定と法性否定の両方が可能だからである。

- (24) a. MAY>NOTの読み (= 命題否定) (← (22) から)
 あなたはパーティーに行かなくともよい。
 b. NOT>MAYの読み (= 法助動詞否定) (← (23) から)
 あなたはパーティーに行ってはいけない。

問題は認知的用法 (= 推量) の場合である。(24) と同様、この場合にも命題否定と法助動詞否定の両方が可能になるはずである。これを (25) に表す。

- (25) a. MAY>NOTの読み (= 命題否定) (← (22) から)
 あなたはパーティーに行かないだろう。
 b. *NOT>MAYの読み (= 法性否定) (← (23) から)
 *あなたがパーティーに行くことは{ありえない/不可能}だ。

しかし、実際は「推量の may」には (25a) の「命題否定の読みしかない」のである。

結論的に言えば、(24) の「許可の may」の場合には両方の読みが可能であったのに、「推量の may」の場合には (25b) の法性否定の読み (= It is not possible [that you will go to the party].) が許されないことを原理的に説明するのは不可能であろう⁹。

3.4. 仮定法代用助動詞

法助動詞には「仮定法代用」という重要な役割があることは周知の事実であるが (Nomura (2006: Chapter 8) など参照)、Papafragou は簡単に言うと、以下の類の例文を「注」で例外扱いにしている。

- (26) a. I should be grateful if you could bear my case in mind.
 b. Should you require any further assistance, please feel free to contact us.
 c. I do not desire that I should be left alone in this task.
 (Papafragou (1998: 26, fn. 14))

- (27) a. May the best man win!

- b. May he never set foot in this house again!
- c. May God bless you! (Papafragou (2000: 56, fn. 23))

Papafragou は place-holder (= (26c)), a separate lexical item (= (27a-c)) などの用語を用いているが、この場合だけ、関連性の原理が停止されるとするのはアドホックであり、おかしいと言わざるを得ない。逆に、これらの用法を例外用法として認めるのであれば、根源的・認識的用法の区別を否定することの根拠が一層薄れるはずである。

3.5. 後続する完了形・進行形

これに関しては、Papafragou (2000) 自身が「認識的な解釈のみ課す発話」として挙げている以下の例を見てみよう。(28) は完了形、(29) は進行形が後続する例である。

- (28) a. He must have been very ill then.
- b. They might have run away.
- (29) a. You must be joking.
- b. She may still be seeing him. (共に、Papafragou (2000: 91))

これらの例も、前節までの議論同様、根源的用法の読みがなぜ許されな
いのかを原理的に説明することは難しいであろう。私見では、これらの例
は「法助動詞には根源的用法と認識的用法の区分が必要である」ことを示
す典型例である。

しかし、Papafragou は「完了形や進行形が後続したら認識的用法であ
る」ことの反例として以下のような例を示し、「根源的・認識的の区分は
純粋に統語的なものでない」ことを示そうとしている。以下の例を参照さ
れたい。

- (30) a. You must have finished your homework by tomorrow.
- b. One should have taken a language test before joining the course.
- (31) a. One must be watching the children every minute, otherwise who
knows what they'll come up with.

- b. We must be leaving soon. (以上、Papafragou (2000: 102))

しかし、これらの例を示しても、そもそも Papafragou の枠組みで原理的に説明できない (28)、(29) の如き「無標」の例が多数あることの方が問題である。

そうすると、彼女が示す (30)、(31) のタイプの文が問題になるが、これらは極めて「有標」なものであり、有標例としての処理をすべきである。まず、根源的の法助動詞は以下の (32) のような制約に従っているものと考えられる。この制約の妥当性は以下の (33) の事実から確認できる。

- (32) 根源的の法助動詞は完了形が後続することによって、「発話時より事実的な過去の来事」を表すことはできない。
 (33) *You {must/can/may} have gone to school yesterday. (根源的な読みで)

さて、(32) を踏まえ、もう一度 (30) の例文を見直してみよう。まず、(30a) については by tomorrow という要素がポイントであることがわかる。つまり、(30a) の文の命題が示す出来事は「未来」なのであり、(32) に従っているのである。このように must に完了形が後続していて、根源的な読みを許すものは、決して過去時を示さないことがわかる。この点に関し、以下の (34) に示す Ota (1972) の諸例は参考になる。

- (34) a. You must have completed the work by next April.
 b. The hiring age is between 20 and 26. They must have passed their twentieth birthday and not arrived at their twenty-seventh birthday.
 c. In order to use a word properly, one must have acquired the underlying concepts. (Ota 1972: 47)

この (34b, c) の例の場合は「特定の時間」というよりは、むしろ「総称的な陳述」を表している (荒木他 (1977: 345-346) の記述も参照のこと)。よって、やはり「過去時」は示していず、(32) の制約に従っていると言える。

結論として記すと、Papafragou (2000: 86-105) は 3.1 節 *Syntax and Interpretation* において、「根源的・認識的の統語論的な区別が結論的ではない、あるいは少なくとも経験的に不十分である」ことを示すための議論をしていると思われるのだが、しかし、その議論には以下の二つの意味で問題点があると思われる。すなわち、(i) 根源的・認識的の統語論的な区別を批判している Papafragou の議論自体が不十分である、(ii) たとえ、その議論が正しいとしても、Papafragou が提示している反例が、逆に彼女の枠組みで説明できないものがある、ということである。

4. おわりに

本稿では、法助動詞の意味を、関連性理論に基づいた単義説によって説明しようとする Groefsema (1995), Papafragou (1998, 2000) の議論を概観した上で、その枠組みでは説明できない、あるいは説明が不十分であるような統語的根拠を複数示した。本稿の議論が示すことは根源的用法と認識的用法の区別はやはり事実的だということである。なお、筆者自身の法助動詞の統語論・意味論の派生については野村 (2002)、Nomura (2006: Chapter 2) などで既に示している通りであり、そちらを参照されたい。但し、法助動詞は複雑な事象であり、筆者を含めて、更なる発展を取り入れた、経験的により妥当なモデルの構築を目指していくべきであることを記し、本稿を結びたい¹⁰。

注

1. 根源的用法と認識的用法の概略的な定義は以下の通りである。
 - (i) 根源的用法: 主語・話し手の有する能力、義務、必要、意志、許可などを表す用法
 - (ii) 認識的用法: その命題内容が起こる可能性についての話し手の査定を表す用法 (野村 2001: 16、注1)

根源的用法 (Root Use) と認識的用法 (Epistemic Use) の区分の研究史はそれだけで一つの論文が書けるほど膨大な量であり本稿では割愛せざるを得ないが、この区分の端緒が Hoffman (1966), Jenkins (1972) 及び 1970 年代の生成意味論 (generative semantics)、発話行為理論 (speech act theory) の研究者たちであったことは記しておくべきである。

また、査読委員から、epistemic, deontic, dynamicという法助動詞の3分類及びF. R. Palmerの研究についてのご指摘があったが、筆者もそれらについては十分に考慮に入れた上での本稿の執筆であったことを記しておきたい。例えば、筆者がシェイクスピアの四大悲劇に現れる法助動詞mayについて論じた野村(2001)では、上記(i), (ii)の引用の定義部分の後に、「これに「動的用法(Deontic Use)」を加え、3分法を用いる研究もあることも付記しておく」(野村(2001: 17, 注1))と記述している。

そして、20世紀後半の優れた法助動詞研究者であるPalmer(1990, 2001)は、von Wright(1951)の「様相論理学(modal logic)」を踏まえ、法助動詞を「認識的(epistemic)」、「証拠的(evidential)」、「義務的(deontic)」、「動的(dynamic)」の4つに分類したのだが、Palmerは英語には証拠的モダリティの設定は必要ないと主張しているため、結局、英語の法助動詞には認識的、義務的、動的の3分類が存在すると主張していることになるのである。

しかし、そのPalmer自身、モダリティを「命題的(propositional)」と「事象的(event)」に大別している。そして、命題的モダリティは認識的と証拠的に、事象的モダリティは義務的と動的に、それぞれ下位区分されるのであるから、結局、Palmerも二分法を採用しているのと同様である。また、命題的モダリティはほぼ認識的用法に、事象的モダリティはほぼ根源的用法に相当すると考えられるので、結局は、「法助動詞には根源的用法と認識的用法の二分法が必要である」という本稿の問題意識に戻ってくることになるのである。

2. Papafragouの枠組みは、三好暢博氏(私信)からのご指摘にもあった通り、Papafragou(1998, 2000)の本文中にも言及があるKratzer(1977, 1981, 1991)の影響を受けているものと思われる。
3. Papafragou(1998)の枠組み(=つまり(1)から派生させて法助動詞の多義性を説明するアプローチ)に関しては今井(2001: 116-140)に要領よくまとまっており、参考になる。(Papafragou(1998)とPapafragou(2000)の議論の本質部分はほぼ同一であるとみなしてよい。)

なお、PapafragouはGroefsema(1995)より時間的に新しい研究であるので、当然、Groefsemaの議論も踏まえており(Papafragou(2000: 36-39)参照)、関連性理論的な説明として、より発展した研究だと考えられるであろうが、本稿で指摘する問題点はどちらのアプローチを取ったとしても大差なく起こってくる問題だと考えられる。よって、本稿では随時、両者の研究に言及する。

4. Papafragouは「規範(norm)的」よりは「理想(ideals)的・義務(duty)的」の方が強いと考えていると想像される。なお、今井(2001: 136-137)

はこのような *should* と *ought to* の区別は十分ではないことを言及している。

5. 澤田 (2001) は認識的法助動詞の *must* と *should* に関し、先行研究、具体例も含め、比較的詳細に論じている。澤田は、本稿で取り上げた事例と別の *must* と *should* の事例について、様々な文法性の差異を取り上げている。それらの例を *Papafragou* たちの関連性理論の枠組みで説明可能かどうか検証してみることも興味深いと思われるが、本稿では紙幅の関係から稿を別に譲る。
6. なお、初期近代英語期のシェイクスピアの時代には *may* が疑問文として使われていても、「推量 (= 認識的可能性)」の読みが可能であったと考えられる。次例参照。

(i) a. *May it be possible?* (『ヘンリー 5 世』 2 幕 2 場 100 行)

b. *May this be possible? may this be true?* (『ジョン王』 5 幕 4 場 21 行)

(野村 (2001: 8) 参照)

現代と違い、このような *may* の使用法が許されたのは、この当時はまだ *may* の原義である「能力」の用法が生産的な形で残存していたためだと思われる。つまり、この当時の *may* は現代の *can* と平行であり現代英語で“*Can it be true?*”が可能であると同様の理由で (i) の文が文法的だったと考えられる (野村 (2001) 参照)。

7. 私見では、実際の発話では“*He may leave tomorrow.*”などは関連性理論的な (1) や (2) の原理が発動する前に、すでに「許可」か「推量」かの解釈は決定されていると思われる。なぜならば、Leech (1971: 68) や Coates (1983: 246) などが指摘するように、「推量の *may* は強勢を受けるが、許可の *may* は一般に強勢を受けない」からである。以下の (i) を参照のこと。

(i) Contrast:

I /*mà*y come tomórrow#

and I may /come tomòrrow#

In the first, the modal is stressed (receives onset and nuclear stress) and the utterance has fall-plus-rise intonation; in the second, the modal is unstressed and the intonation has falling intonation. The first is unambiguously Epistemic, the second is Root. (Coates 1983: 246)

さらに Coates (1983: 244) によれば、コーパス調査の結果、*may* に限らず認識的法助動詞は一般に強勢を受け、更には、それは常に下降上昇調イントネーションや下降プラス上昇調イントネーションと結び付いていることを報告している。この事実もやはり「根源的・認識的法助動詞の区別が事実的である」ことの大きな証拠だと言える。

8. 但し、筆者自身も、本節と同趣旨の議論を 2000 年当時、澤田治美氏 (私信) と行っていたことを明記し、澤田氏との有益な議論に謝意を表す。その発

展的内容が野村 (2002)、Nomura (2006: Chapter 2)であり、そちらも本稿と併せて参照されたい。

また、澤田 (2001) の否定の作用域の問題は、澤田 (2006: 第8章) で更に発展的に論じられている。澤田は Sweetser (1990) の認知意味論的な分析を支持するのだが、その分析については、紙幅の関係上、また稿を改めた。

9. Papafragou も「may の否定」については、これを例外だと認めている。以下の (i) の記述参照。

(i) There is one exception to the conclusion that, in English, the scope of modals with respect to negation is independent of their interpretive class. May/might do seem to vary in scope depending on whether they are assigned an epistemic or root interpretation.

(Papafragou (2000: 94)、下線筆者)

10. 例えば、筆者も菅野悟氏 (私信) からのご質問と同様の見解を持っているが、法助動詞 (Modal Auxiliary) のみならず、法性 (Modality) 全般として考えると、根源的用法の強さと認識的用法の蓋然性の強さとの相関関係がなぜ存在するのか、あるいは同様のことがなぜ品詞を超えて法副詞や法形容詞などにも存在するのか、などの問題が、様相論理学にとどまらず、存在するのは興味深いことだと考えている。

また、この後者の問題については、Lupsa Cornelia Daniela 氏 (私信) にもご示唆頂いたように、例えば、近年盛んな Cinque (1999) の機能範疇階層、Ernst (2002, 2009) の副詞理論、Giannakidou (1998) の veridical theory などが参考になる。

これらのことも併せて、筆者の今後の課題であると考えている。

参考文献

- 荒木一雄・小野経男・中野弘三 (1977) 『助動詞』(現代の英文法 第9巻) 東京: 研究社.
- Cinque, Guglielmo (1999) *Adverbs and Functional Heads: A Cross-Linguistic Perspective*. Oxford: Oxford University Press.
- Coates, Jennifer (1983) *The Semantics of the Modal Auxiliaries*. London: Croom Helm.
- Declerck, Renaat (1991) *A Comprehensive Descriptive Grammar of English*. Tokyo: Kaitakusha.
- Ernst, Thomas (2004) “Principles of Adverbial Distribution in the Lower Clause.” *Lingua* 114: 755-777.
- Ernst, Thomas (2009) “Speaker-Oriented Adverbs.” *Natural Language and*

- Linguistic Theory* 27: 497-544.
- Giannakidou, Anastasia (1998) *Polarity Sensitivity as (Non)veridical Dependency*. Amsterdam-Philadelphia: John Benjamins.
- Groefsema, Marjolein (1995) “*Can, May, Must and Should: A Relevance Theoretic Account.*” *Journal of Linguistics* 31: 53-79.
- Hoffman, T. Ronald (1966) “Past Tense Replacement and the Modal System.” *Harvard Computation Laboratory Report to the National Science Foundation on Mathematical Linguistics and Automatic Translation*, Number NSF-17 -VII, 1-21. Reprinted in James D. McCawley (1976) *Notes from the Linguistic Underground (Syntax and Semantics 7)*, 85-100. New York: Academic Press.
- 今井邦彦 (2000) 『語用論への招待』東京: 大修館.
- Jenkins, Lyle (1972) *Modality in English Syntax*. Doctoral dissertation, MIT. Reproduced by Indiana University Linguistic Club.
- Klinge, Alex (1993) “The English Modal Auxiliaries: From Lexical Semantics to Utterance Interpretation.” *Journal of Linguistics* 29: 315-357.
- Kratzer, Angelika (1977) “What “must” and “can” Must and Can Mean.” *Linguistics and Philosophy* 1: 337-355.
- Kratzer, Angelika (1981) “The Notional Category of Modality.” In Hans-Jürgen Eikmeyer and Hannes Rieser (eds.) *Words, Worlds, and Contexts*, 38-74. Berlin: de Gruyter.
- Kratzer, Angelika (1991) “Modality.” In Arnim von Stechow and Dieter Wunderlich (eds.) *Semantics: An International Handbook of Contemporary Research*, 639-650. Berlin: de Gruyter.
- Leech, Geoffrey N. (1971/1987²) *Meaning and the English Verb*. London: Longman.
- 野村忠央 (2001) 「シェイクスピアにおける法助動詞MAYと主観化」『近代英語研究』第17号、1-22.
- 野村忠央 (2002) 「法助動詞句 (ModP) 仮説とNegP」『論集』第26号、83-108. 青山学院大学大学院文学研究科英米文学専攻院生会.
- Nomura, Tadao (2006) *ModalP and Subjunctive Present*. Tokyo: Hituzi Syobo.
- Ota, Akira (1972) “Modals and Some Semi-Auxiliaries in English.” *The ELEC Publications* 9: 42-68.
- Palmer, Frank F. (1990²) *Modality and the English Modals*. London: Longman.
- Palmer, Frank F. (2001²) *Mood and Modality*. London: Cambridge University Press.
- Papafragou, Anna (1998) “Inference and Word Meaning: The Case of Modal Auxiliaries.” *Lingua* 105: 1-47.
- Papafragou, Anna (2000) *Modality: Issues in the Semantics—Pragmatics Interface*. Amsterdam: Elsevier.

- Rivière, Claude (1981) “Is *Should* a Weaker *Must*?” *Journal of Linguistics* 17: 179-195.
- 澤田治美 (1990) 「認識的法助動詞の命題内容条件」国広哲弥教授還暦退官記念論文集編集委員会編『文法と意味の間—国広哲弥教授還暦退官記念論文集』205-217. 東京: くろしお出版.
- 澤田治美 (1993) 『視点と主観性』東京: ひつじ書房.
- 澤田治美 (2001) 「法助動詞の意味を探る—認知意味論的・語用論的アプローチ—」『言語』第30巻2号、65-72.
- 澤田治美 (2006) 『モダリティ』東京: 開拓社.
- Smith, Carlota S. (1989) “The Futurate Progressive: Not Simply Future + Progressive.” *CLS* 17: 369-382.
- Sperber, Dan and Deirdre Wilson (1986/1995²) *Relevance: Communication and Cognition*. Oxford: Blackwell.
- Sweetser, Eve (1990) *From Etymology to Pragmatics*. Cambridge: Cambridge University Press.
- von Wright, Georg Henrik (1951) *An Essay in Modal Logic*. Amsterdam: North-Holland.